

巻 頭 言

外国人労働者問題を考える

外国人労働者の本格的な就労に途を開く「改正出入国管理法」が、昨年12月の臨時国会で成立した。新たに「特定技能1号・2号」という在留資格を設け、今年4月からの5年間で約34万人を上限として外国人労働者を受け入れる計画だ。なかでも特定技能1号の対象は、建設や介護、小売りなど、国内で人手不足がとりわけ深刻な14業種を想定しているが、こうした労働に従事する外国人を、わが国が本格的に受け入れるのは初めてのことだ。

細目が今後の議論に委ねられていることもあって拙速との批判の多かった今回の法改正だが、それだけ人手不足は深刻であり、産業界の強い後押しもあったものと思われる。実際、直近11月の有効求人倍率を見ると、建設業の5.75倍、介護サービスの3.55倍など、全体の1.52倍（除くパート、季節調整値）を大きく上回っており、深刻さが窺われる。

景気が戦後最長を超える勢いで拡大を続けるなか、東京五輪・パラリンピックを控えた建設業や高齢化の進行で人手が足りない介護サービス、急増する外国人旅行者への対応が急務の小売業など、人手不足に悩む業種は少なくない。一方で、生産年齢人口の減少には歯止めがかかっておらず、ここは外国人の労働力にすがるとなるとなるのも自然な流れなのかもしれない。

ただ、ここは少し冷静に考えてみたい。巷間言われるように、言語の相違による意思疎通の難しさや生活習慣の違いによる地域住民との軋轢、年金や医療などの社会福祉制度をどのように適用していくのか等々、外国人を労働力として受け入れる場合に解決していくべき問題点は少なくない。しかし、それらにも増して考慮すべきなのは、国内労働者の給与水準との関係だ。

図は、特定技能1号の対象となる14業種のうち、厚生労働省の職業分類と対比し易い6業種について、有効求人倍率と給与水準を指数化して比較したものだ。見ての通り、職業全体と比較した場合の6業種の給与は、求人倍率が高い割には低めにとどまっていることが分かる。このことは、給与水準が低いが故に、求人を出しても人が集まらないという状況に、これらの業種が陥っていることを示し

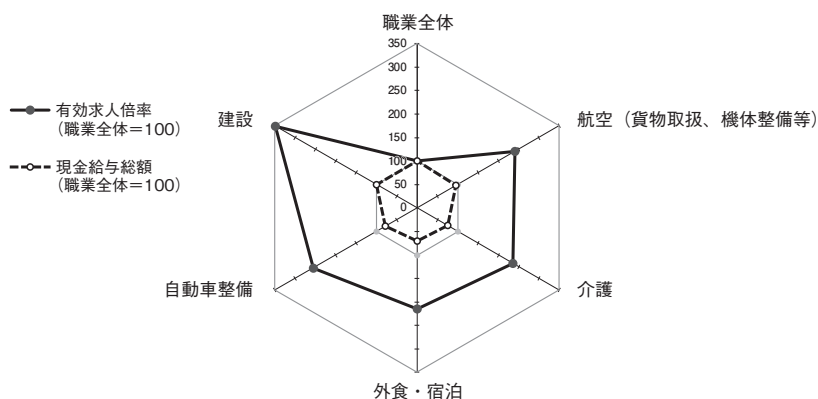
ているとは言えまいか。

アベノミクスのネックとしてつとに指摘されるのは、企業業績の改善が賃上げに十分結び付いておらず、経済の好循環が目詰まりを起こしていることだろう。だからこそ政権は、春闘の度に経済界に賃上げを要請してきており、今年も6年連続で賃上げを要請している。仮に図で見た6業種以外の8業種も含め、特定技能1号の14業種に“低賃金”という共通の傾向があるとすれば、それを存置したまま外国人労働者に頼ることは、アベノミクスが目指す、給与水準の引き上げに逆行する動きとなってしまふ恐れはないだろうか。

実は、生産年齢人口が減っているとされる一方で、就業者数は増えている。女性や高齢者が労働市場に復帰しているからだ。また、本題とは直接の関係はないが、研究者の頭脳流出が言われて久しい自然科学分野以外に、最近では社会科学、例えば経済学分野でも、留学した有能な若手研究者が米国にとどまったまま帰国しない、もしくはシンガポールや中国の大学に就職してしまうといった現象が起きている。給与などの格差が一つの要因と言われている。

こうした国内に潜在する労働力や海外に流れて戻ってこない人材を、給与水準の引き上げを梃子に、国内の労働市場に引き戻すことこそ先決ではないか。全体の求人倍率が1を超えているのは事実であり、外国人労働者に関する議論が避けて通れないのは間違いない。ただ、順番が違うように思う。■

図：外国人受け入れ業種の求人倍率と給与



(注) 有効求人倍率は2017年11月から18年10月までの月次データ平均値、現金給与総額は同期間の合計値をそれぞれ指数化。いずれもパートを除く。

(資料) 厚生労働省「一般職業紹介状況」、「毎月勤労統計」